

知って
おきたい

みんなの年金ガイド

年金相談をぜひご利用ください!!

今月の年金相談

10月13日(木)

10:30～12:00

13:00～15:30

完全予約制

10月7日(金)までに申し込みください

第1・2会議室

○障害年金の受給権の確認などに便利です

障害年金は、障害の初診日の特定や保険料の納付状況の確認など手続きが複雑になることがあります。年金相談に来場いただければ、年金の受給が見込めるか・どのような手続き・書類が必要かなど函館年金事務所職員と相談することができます。

○年金見込額を算出してもらうことができます

「在職中の年金のお受け取りについて」「将来どのくらいの年金が見込めるのか」など年金見込額の算出のうえ、今後の参考としてお役立てください。

○今後の年金相談開設予定

11月17日(木)	12月15日(木)	1月19日(木)
2月16日(木)	3月16日(木)	

○年金相談ご利用希望の方へ

- ①年金相談は函館年金事務所職員による対応のため完全予約制です。八雲町役場窓口にてお申込みいただくか八雲町役場住民生活課社会係宛てへ電話でお申し込みください。
- ②国民年金、厚生年金の請求手続きは役場・各支所窓口でも受け付けています。また障害年金や遺族年金も役場窓口にて一部対応できる場合がありますのでお問い合わせください。

《国民年金保険料5年の後納制度について》

平成27年10月～平成30年9月までの3年間に限り、過去5年分まで時効で納めることができなかった国民年金保険料を納めることができる制度です。

「5年の後納制度」のメリット

- ①不足している期間の保険料を納めることで、年金の受給資格を得られる可能性があります。
- ②将来受け取ることができる年金額が増額します。

<1カ月分の後納保険料を納付することにより、増額する老齢基礎年金の目安>
 $(780,100円(平成28年4月時点の満額の年金額)) / (480ヶ月(40年 \times 12か月)) = 年額で約1,625円増額$

ご利用いただける方

- ①20歳以上60歳未満の方で、5年以内に未納期間(納付・免除期間以外)・未加入期間がある方
- ②60歳以上65歳未満の方で、①の期間のほか任意加入中に納め忘れのある方
- ③65歳以上の方で、年金の受給資格がなく任意加入中の方

● 詳しくは、お近くの「年金事務所」へおたずねください ●

◆問い合わせ先	請求手続きや届け出など	ねんきんダイヤル	☎0570-05-1165
函館年金事務所	・加入手続きや納入相談など	国民年金課	☎0138-56-1165
	・障害年金の請求手続きなど	お客様相談室	☎0138-82-8002
役場窓口	住民生活課社会係(窓口5番)		☎0137-62-2112(内線245)
	熊石総合支所住民サービス課		☎01398-2-3111
	落部支所		☎0137-67-2231

番号のかけ間違いにご注意ください

年金相談は完全予約制です。ご希望の方は、住民生活課社会係までご連絡願います。